

花巻市では
平成28年4月から
証明書のコンビニ交付
を開始します

市では、顔写真付き「個人番号カード」を利用し、住民票などの各種証明書がコンビニエンスストアで取得できるように準備を進めています。

これにより、顔写真付き「個人番号カード」があれば全国のコンビニエンスストアで利用できるようになり、利用時間や交付場所が大幅に拡大し、市民の皆さんの利便性が向上します。

マイナンバー制度を
詳しく知りたい方は

- ▶内閣官房のホームページ「マイナンバー」で検索
[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html]
- ※市のホームページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」からもご覧になれます
- ▶内閣府のコールセンター
マイナンバー
0570-20-0178
月～金曜日(祝日を除く)
9:30～17:30 ※通話料がかかります

平成28年
1月から

平成28年1月以降、マイナンバーは
こんな場面で必要になります

マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障・税・災害対策分野で利用されます。これらの分野に関する届け出や申請などの際、マイナンバーの記載が必要となります。

ここにあなたの
マイナンバーを
書いてください



分野	内容
社会保障分野	年金分野 各種年金の手続きに利用します 例) ○国民年金、厚生年金などの手続き ○農業者年金の手続き ーなど
	労働分野 雇用保険やハローワークなどの手続きに利用します 例) ○失業等給付の手続き ○労働者災害補償保険の手続き ーなど
	福祉・医療・その他分野 医療保険や福祉関係の手続きに利用します 例) ○健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療などの手続き ○自立支援給付などの手続き ○児童手当、児童扶養手当などの手続き ○生活保護の手続き ○介護保険の手続き ○幼稚園や保育園の手続き ○市営住宅の手続き ーなど
税分野	税金の申告などに利用します 例) ○税務署に提出する申告書、調書などの作成 ○市や県に提出する申告書、給与支払報告書などの作成
災害対策分野	災害対策に関する事務で利用します 例) ○被災者生活再建支援金の手続き ○被災者台帳の作成 ーなど



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

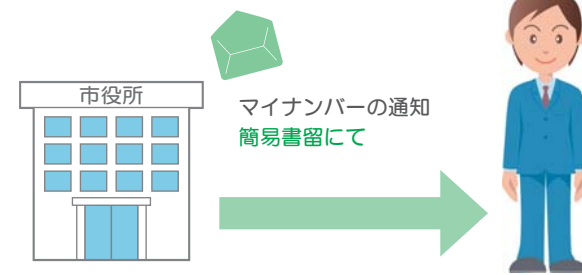
社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)のお知らせ

10月から
マイナンバーの通知が
始まります!

平成27年
10月から

紙製の「通知カード」で
マイナンバーをお届けします

平成27年10月から、紙製の「通知カード」でマイナンバーを通知します。通知カードは、大切に保管してください。



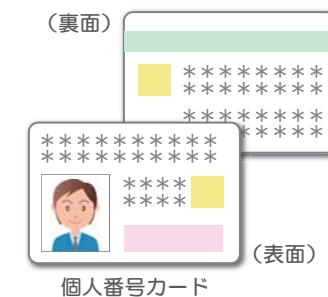
- 世帯ごとに、住民票の住所に、簡易書留で郵送します
- 住民票の住所と異なる所にお住まいの方は、お住いの住所に住民票を移してください

平成28年
1月から

顔写真付き「個人番号カード」を
希望者に無料で交付します

顔写真付き「個人番号カード」の取得を希望し、市に申請された方に、平成28年1月以降、無料で交付します。

このカードは、さまざまなサービスに利用できるほか、身分証明書としても使えます。



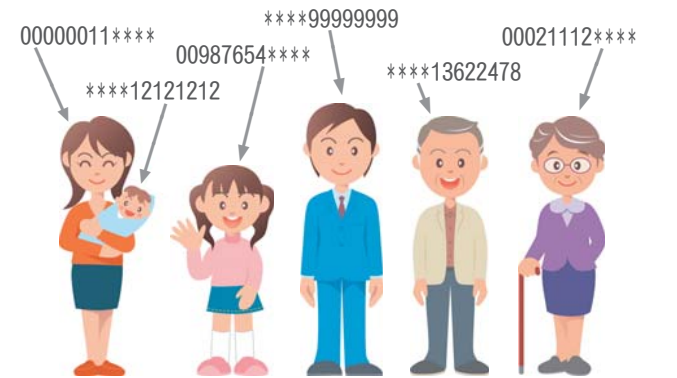
- 申請書はマイナンバーの通知に同封します
- 個人番号カードは、顔写真付きのICカードで、e-Taxなどの電子申請が行える電子証明書が標準搭載されるほか、印鑑登録証としても利用できます

※花巻市では、この個人番号カードを使い、平成28年4月から、各種証明書がコンビニエンスストアで取得できるように準備を進めています

マイナンバーとは

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人一人異なる12桁の番号です。

個人が特定されないように、住所地や生年月日などとの関係のない番号が割り当てられます。法人には、1法人につき一つの法人番号(13桁)が指定されます。



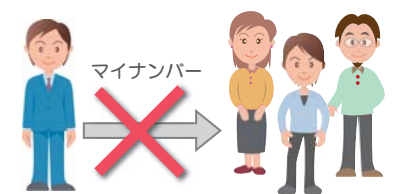
マイナンバーは、一生使うものです。
大切にしてください

番号が漏えいし、不正に使われる恐れがある場合を除き、一生変更されません。

マイナンバーは
適切に取り扱いましょう

マイナンバーは、手続きのために行政機関などに提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。

- 他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者が、マイナンバーを含む他人の個人情報を不当に提供することは、処罰の対象となります



民間事業者の皆さんもマイナンバーを取り扱います
マイナンバー制度事業者向け説明会にご参加ください

民間事業者の皆さんも、平成28年1月以降は、次の手続きをする際に、従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- 源泉徴収票の作成手続き
- 健康保険・厚生年金・雇用保険の手続き
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金などの支払い調書の作成など

※マイナンバーの取り扱いに当たっては、個人情報の安全管理措置など、「特定個人情報保護委員会」が作成したガイドラインを踏まえた適切な対応が必要となります。詳しくは、同委員会のホームページ(http://www.ppc.go.jp/)をご覧ください

- マイナンバー制度事業者向け説明会
事業者において必要なマイナンバーへの対応についての説明会です。
【日時】8月7日(金)
午後1時30分～5時20分
【会場】岩手県公会堂 大ホール
【内容】▶マイナンバー制度の概要▶マイナンバーガイドラインの概要▶税務分野、社会保障分野におけるマイナンバー対応
【参加料】無料
【申込期限】7月31日(金)
【問い合わせ・申し込み】岩手県情報政策課(☎019-629-5313)